

オンライン・ワンストップ化及び企業保有情報の新しい提出方法に係るシステム構築計画のロードマップ

別添2

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度以降	
オンライン・ワンストップ化		実現方策の要件定義 (ワンストップ化案における具体的項目・添付書類・補正処置等の整理)	マイナポータル 開発・テスト (ワンストップ申請機能)	各省システム 接続テスト		
		各省におけるシステム接続に向けた対応			※マイナポータルのAPI経由で申請できる手続について、 順次追加・見直しを検討	
		周知・広報				
	新しい提出方法の機能を活用したクラウドからのオンライン申請等		※新しい提出方法の機能と並行して検討・開発		新しい提出方法の機能を活用し、 オンライン申請等を行うことにも対応	
企業保有情報の新しい提出方法に係るシステム構築計画	全般	骨子となるクラウドの機能要件の検討 (※1) クラウドに係るビジネスルールの検討 (※1) セキュリティ要件の検討 (※1)	クラウドのガイドライン策定	(必要に応じ)クラウドのガイドライン見直しを検討		
		(※1) 申請等・処分通知等のいずれにも対応できるような受け皿として整備	NISC/PPCとの調整			
		情報システム整備計画へ記載等を検討				
					(※2)2021年度後半以降を目指す。	
						(※4)2022年度以降順次拡大。
新しい提出方法	金融機関に係る法定調書	対象手続に係る調査 実現方式の検討・業務効率化策の検討	システム要件の検討・金融機関との調整	法令改正等	マイナポータル 開発・テスト 各システム接続テスト	新しい提出方法による提出に対応 (※2)
	その他の手続	対象手続に係る調査 (※3)	対象手続の業務フロー見直し・業務効率化具体策の検討	個別の提出手続について対応を検討・開発		新しい提出方法による提出を順次拡大 (※4)
		(※3) 以下に該当する手続を先行 ①企業側に保存義務があると解されるもの ②企業側の負担軽減効果が高いもの ③提出者や国民の権利義務に直接的な影響の少ないもの	対象手続の個別法令における法的措置の検討	(必要に応じ)個別法令の改正等の実施		
処分通知等への活用	対象手続に係る調査 対象手続の個別法令における法的措置の検討	対象手続の業務フロー見直し・業務効率化具体策の検討	個別の処分通知手続について対応を検討・開発	処分通知等への活用に向けた対応	※処分通知等への活用拡大を検討。	
関連施策		法人設立手続のオンライン・ワンストップ化(登記後手続)開始 (2019年度中)	社会保険ID・パスワード化開始 (2020年4月)	法人設立手続のオンライン・ワンストップ(登記を含む手続)開始 (2020年度中)		

※本ロードマップにおける「クラウド」については、デジタル行政推進法第6条第1項に基づく主務省令において要件を定めることを検討する。